A light green map of Hokkaido is centered on the page. The text is overlaid on the map.

第9期
北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
(素案) (案)

〔計画期間：令和6(2024)年4月～令和9(2027)年3月〕

令和6年(2024年) 月

北 海 道

「道民みんなで支え合う、明るく活力に満ちた高齢社会づくり」の実現を目指して

～ 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の策定に当たって ～

(知事の写真)

計画（案）時に提示

令和 年 月

北海道知事 鈴木 直 道

- 目 次 -

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨 ……
- 第2節 計画の性格 ……
 - 1 計画の位置づけ ……
 - 2 計画策定における国、道、市町村の役割 ……
 - 3 他計画との関係 ……
- 第3節 計画の期間 ……
- 第4節 計画の圏域 ……
 - 1 高齢者保健福祉圏域の設定 ……
 - 2 日常生活圏域の設定状況 ……
- 第5節 計画の進捗管理 ……

第2章 本道の高齢者を取りまく状況

- 第1節 人口構造 ……
 - 1 65歳以上人口の推移 ……
 - 2 高齢者世帯の推移 ……
 - 3 高齢化率の推移 ……
 - 4 平均寿命の推移 ……
- 第2節 高齢者の生活状況 ……
 - 1 高齢者の健康状態等 ……
 - 2 高齢者の住まいの状況 ……
 - 3 高齢者の社会参加等の状況 ……

第3章 本道の高齢者福祉の現状

- 第1節 要介護（要支援）認定の現状 ……
 - 1 要介護（要支援）認定者数の推移 ……
 - 2 要介護（要支援）認定者の要介護度分布状況 ……
 - 3 要介護（要支援）認定者数の将来推計 ……
- 第2節 介護保険給付費等の現状 ……
 - 1 介護保険給付費の推移 ……
 - 2 介護保険料の推移 ……
- 第3節 介護サービスの利用状況 ……
 - 1 居宅介護サービスの利用状況 ……
 - 2 地域密着型サービスの利用状況 ……
 - 3 施設サービスの利用状況 ……

第4章 計画の方向性

- 第1節 計画の基本テーマ ……
- 第2節 計画の基本目標 ……
 - 1 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進 ……
 - 2 生活支援体制整備の推進 ……
 - 3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ……
 - 4 医療・介護連携の充実 ……
 - 5 認知症施策の推進 ……

6	介護人材の養成・確保	…
7	安全・安心な暮らしの確保	…
8	介護保険制度の適切な運営	…
第3節	基本目標の評価指標	…
1	地域包括ケアシステム推進に向けた体制構築	…
2	生活支援の充実	…
3	介護予防・フレイル対策の推進	…
4	医療・介護連携の充実	…
5	認知症施策の推進	…
6	介護人材の養成・確保	…
7	安全・安心な暮らしの確保	…
8	介護保険制度の適切な運営	…

第5章 計画の具体的な展開

第1節	地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進	…
1	保険者機能及び地域包括支援センターの機能強化	…
2	地域ケア会議の推進	…
3	家族介護者への支援	…
4	介護保険施設等の整備	…
5	高齢者の多様な住まいと住まい方への支援	…
第2節	生活支援体制整備の推進	…
1	在宅生活を支援するサービスの充実	…
第3節	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	…
1	健康づくりと介護予防の推進	…
2	高齢者と地域のつながり促進	…
第4節	医療・介護連携の充実	…
1	地域における医療・介護の連携強化とサービスの充実	…
2	在宅医療と介護連携に向けた基盤整備	…
第5節	認知症施策の推進	…
1	共生と予防を推進するための取組	…
2	若年性認知症施策の推進	…
第6節	介護人材の養成・確保	…
1	介護人材の確保・定着	…
2	介護人材の資質向上	…
3	介護分野の職場環境改善の促進	…
第7節	安全・安心な暮らしの確保	…
1	高齢者の権利擁護	…
2	災害・感染症対策の推進	…
第8節	介護保険制度の適切な運営	…
1	介護サービスの質の向上	…
2	適切なサービス利用の促進	…
3	保険財政への支援と低所得者の負担軽減	…
4	介護給付適正化の推進	…

第6章 サービス量の見込みと整備目標

第1節	介護サービス量の見込みと目標	…
1	施設サービスの整備目標（必要利用定員総数）	…

2	介護サービス量の見込み	...
第2節	老人福祉サービスの目標	...

第7章 高齢者保健福祉圏域ごとの整備目標等

第1節	南渡島圏域	...
第2節	南檜山圏域	...
第3節	北渡島檜山圏域	...
第4節	札幌圏域	...
第5節	後志圏域	...
第6節	南空知圏域	...
第7節	中空知圏域	...
第8節	北空知圏域	...
第9節	西胆振圏域	...
第10節	東胆振圏域	...
第11節	日高圏域	...
第12節	上川中部圏域	...
第13節	上川北部圏域	...
第14節	富良野圏域	...
第15節	留萌圏域	...
第16節	宗谷圏域	...
第17節	北網圏域	...
第18節	遠紋圏域	...
第19節	十勝圏域	...
第20節	釧路圏域	...
第21節	根室圏域	...

第8章 資料編

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、たとえ介護を必要とする状態になっても、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ一体的に提供され、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年度（2000年度）にスタートしました。
- 令和6年（2024年）4月で24年が経過し、これまで社会経済情勢の変化に合わせ、適宜、見直しが行われてきました。

年 度	主な改正内容
平成18年度 (2006年度)	○介護予防を重視した施策への転換 ○小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設
平成21年度 (2009年度)	○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備
平成24年度 (2012年度)	○地域包括ケア(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援)の推進 ○医療的ケアの制度化
平成27年度 (2015年度)	○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化
平成30年度 (2018年度)	○自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ○介護医療院の創設
令和3年度 (2021年度)	○支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 道では、平成12年（2000年）3月に第1期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定して以来、3年ごとに改訂を重ねてきたところであり、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする第8期計画では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくりを基本テーマに、地域の現状や課題、今後取り組むべき施策等を「見える化」して、計画期間内に必要なサービスの見込量や道の取組みを明らかにした上で、「地域包括ケアシステム」の推進を図ってきました。
- 令和6年度（2024年度）からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。
- こうした中、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るなど、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す計画とします。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>
地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

第2節 計画の性格

1 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせた、北海道における高齢者の総合的・基本的計画として策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定しています。
- また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の以下のゴールの達成に資するものです。
 - ・ ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 - ・ ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 - ・ ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



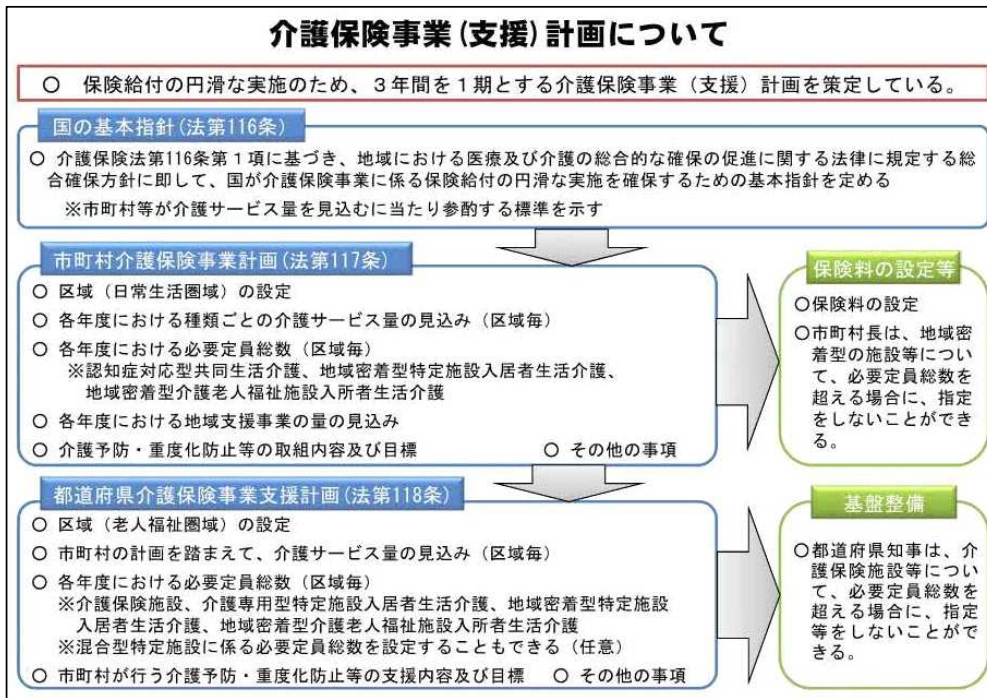
2 計画策定における国、道、市町村の役割

(1) 介護保険事業（支援）計画

- 計画の策定にあたり、国は介護保険法第116条に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされており、都道府県及び市町村は、この基本指針に則して3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び

市町村介護保険事業計画を定めることとされています。

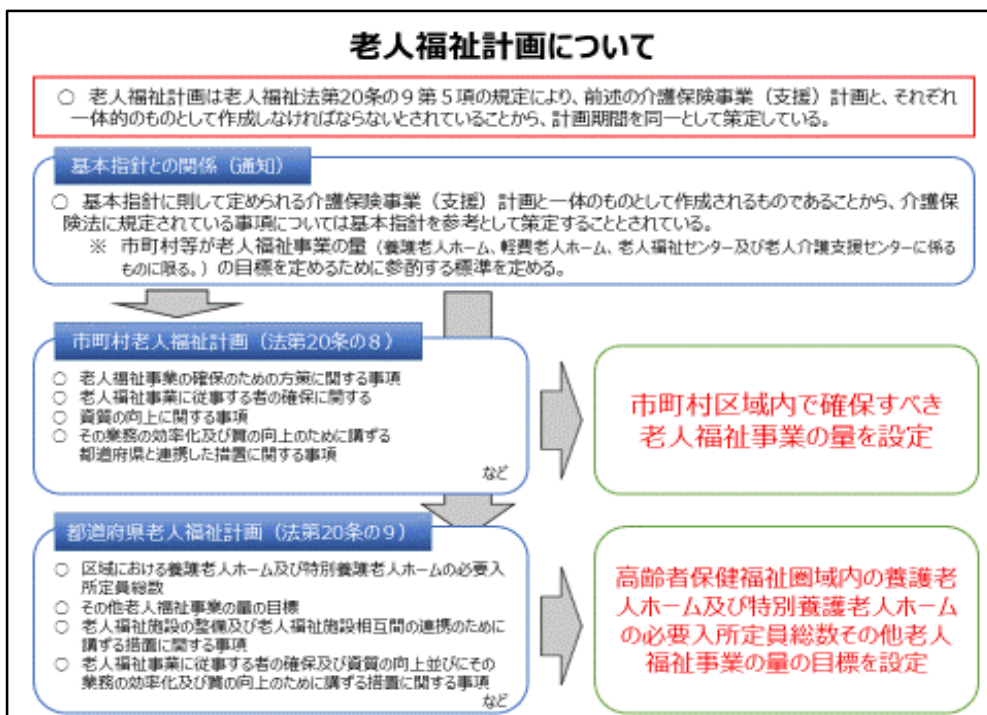
- 本計画における介護給付等対象サービスの利用見込みや施設整備の目標（必要入所（利用）定員総数）等は、市町村介護保険事業計画などを踏まえているほか、市町村支援に関する事項や圏域の広域的調整に関する事項などを記載するなど、介護保険事業等の実施主体である市町村への支援や連携を考慮しながら設定しています。



※「第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」（R4.8.3）資料を一部修正

（2）老人福祉計画

- 老人福祉計画は、老人福祉法第20条の9第5項の規定により、介護保険事業支援計画と一体的なものとして作成しています。
- 本計画における、老人福祉事業の量の目標（必要入所定員総数その他老人福祉事業）等は、市町村老人福祉計画などを踏まえて定めているほか、市町村支援に関する事項など、市町村への支援や連携を考慮しながら設定しています。



3 他計画との関係

(1) 医療計画との整合性

本計画は、北海道地域医療構想を踏まえた、病床の機能分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築や在宅医療の充実などにより地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、「北海道医療計画」と整合性を確保しています。

(2) 都道府県地域福祉支援計画との調和

本計画の上位計画であり、地域において様々な提供主体によるサービスの実施や関係機関等との連携、地域のセーフティネットの充実・強化を進める「地域福祉支援計画」と調和を図っています。

(3) 都道府県計画との整合性

本計画は、医療介護総合確保促進法に基づく「北海道計画」と調和を図っています。

(4) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

本計画は、高齢者の居住の安定確保に係る住宅施策を総合的に推進する「北海道高齢者居住安定確保計画」と調和を図っています。

(5) 都道府県障害福祉計画との調和

本計画は、高齢者と障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」や障害福祉サービスの提供体制確保を進める「北海道障がい福祉計画」と調和を図っています。

(6) 都道府県医療費適正化計画との調査

本計画は、健康の保持に向けた生活習慣病の予防対策の取組継続や、後発医薬品の使用、適正受診・適正投薬をはじめとした医療の効率的な提供など、医療費適正化を総合的に推進する「北海道医療費適正化計画」と調和を図っています。

(7) 都道府県健康増進計画との調和

本計画は、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進する「北海道健康増進計画（すこやか北海道21）」と調和を図っています。

(8) 都道府県住生活基本計画との調和

本計画は、北海道における住宅政策の目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進する「北海道住生活基本計画」と調和を図っています。

(9) 都道府県地域防災計画との調和

本計画は、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る「北海道地域防災計画」と調和を図っています。

(10) 都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和

本計画は、新型インフルエンザ等対策のための「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を図っています。

(11) 北海道ケアラー支援推進計画との調和

本計画は、家族の介護を行う家族介護者等を支えるための地域づくりなどを進める「北海道ケアラー支援推進計画」との調和を図っています。

第3節 計画の期間

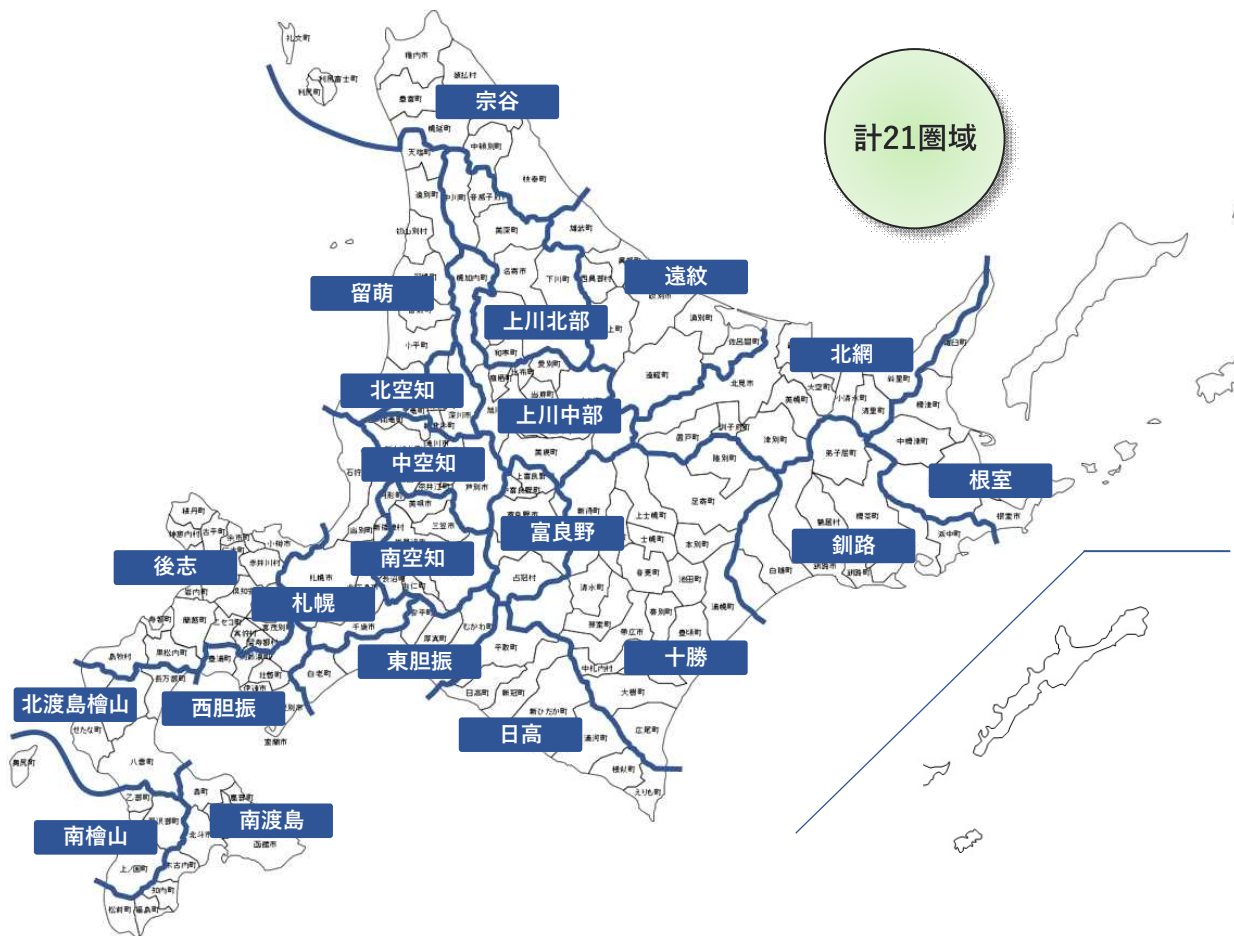
本計画は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年計画とします。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業支援計画	→			本計画			→		
北海道医療計画	→			R6～(6年間)					
北海道地域福祉支援計画	→			R6～(6年間)					
北海道障がい福祉計画	→			R6～(3年間)			→		
北海道ケアラー支援推進計画			R5～(3年間)						

第4節 計画の圏域

1 高齢者保健福祉圏域の設定

- 高齢者保健福祉圏域とは、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位として設定するものです。
- 道では、福祉サービス及び保健医療サービスとの連携を図る観点から、北海道医療計画に定める「第二次医療圏」（概ね入院医療サービスの完結を目指す地域単位）及び北海道地域福祉支援計画に定める「第二次地域福祉圏」（比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位）と一致させることとし、21圏域を設定しています。
- 圏域の区分等については、次のとおりです。



圏域名	構成する市町村名	市町村数
南 渡 島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町	2市7町
南 檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町	5町
北渡島檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町	4町
札 幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	6市1町1村
後 志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	1市13町6村
南 空 知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町	4市5町
中 空 知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、上砂川町、浦臼町、新十津川町、奈井江町、雨竜町	5市5町
北 空 知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	1市4町
西 胆 振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町	3市3町
東 胆 振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	1市4町
日 高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町	7町
上 川 中 部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町	1市9町
上 川 北 部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	2市5町1村
富 良 野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	1市3町1村
留 萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	1市6町1村
宗 谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	1市8町1村
北 網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町	2市8町
遠 紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	1市6町1村
十 勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	1市16町2村
釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	1市6町1村
根 室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	1市4町
21圏域	179市町村（35市、129町、15村）	

【 参 考 】 介護保険等に関する事務で広域連合を構成する市町村

広域連合名	構成する市町村名	市町村数
空知中部広域連合	歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	1市5町
後志広域連合	島牧村、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村	10町6村
日高中部広域連合	新冠町、新ひだか町	2町
大雪地区広域連合	東神楽町、東川町、美瑛町	3町

2 日常生活圏域の設定状況

- 日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村が定めています。
- 市町村は、住民の方々が日常生活を営んでいる地域（日常生活圏域）において、必要なサービスが受けられるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 市町村別の圏域数は、次の図表のとおりです。

圏域名	市町村の日常生活圏域数（丸数字）	市町村数	圏域数
南 渡 島	函館市⑩、北斗市②、松前町①、福島町①、知内町①、木古内町①、七飯町①、鹿部町①、森町①	9	19
南 檜 山	江差町①、上ノ国町①、厚沢部町①、乙部町①、奥尻町①	5	5
北渡島檜山	八雲町②、長万部町①、今金町①、せたな町①	4	5
札 幌	札幌市⑩、江別市③、千歳市⑤、恵庭市④、北広島市⑤、石狩市③、当別町①、新篠津村①	8	32
後 志	小樽市④、島牧村①、寿都町①、黒松内町①、蘭越町①、二セコ町①、真狩村①、留寿都村①、喜茂別町①、京極町①、倶知安町①、共和町①、岩内町①、泊村①、神恵内村①、積丹町①、古平町①、仁木町①余市町①、赤井川村①	20	23
南 空 知	夕張市①、岩見沢市⑤、美唄市①、三笠市①、南幌町①、由仁町①、長沼町①、栗山町①、月形町①	9	13
中 空 知	芦別市③、赤平市①、滝川市①、砂川市①、歌志内市①、上砂川町①、浦臼町①、新十津川町①、奈井江町①、雨竜町①	10	12
北 空 知	深川市①、妹背牛町①、秩父別町①、北竜町①、沼田町①	5	5
西 胆 振	室蘭市④、登別市③、伊達市②、豊浦町①、洞爺湖町①、壮瞥町①	6	12
東 胆 振	苫小牧市⑦、白老町①、安平町①、厚真町①、むかわ町①	5	11
日 高	日高町②、平取町①、新冠町①、新ひだか町②、浦河町①、様似町①、えりも町①	7	9
上 川 中 部	旭川市⑩、鷹栖町①、東神楽町①、当麻町①、比布町①、愛別町①、上川町①、東川町①、美瑛町④、幌加内町①	10	23
上 川 北 部	士別市①、名寄市①、和寒町①、剣淵町①、下川町①、美深町①、音威子府村①、中川町①	8	8
富 良 野	富良野市①、上富良野町①、中富良野町①、南富良野町②、占冠村①	5	6
留 萌	留萌市①、増毛町①、小平町①、苫前町①、羽幌町③、初山別村①、遠別町①、天塩町①	8	10
宗 谷	稚内市②、猿払村①、浜頓別町①、中頓別町①、枝幸町②、豊富町①、礼文町①、利尻町①、利尻富士町②、幌延町①	10	13
北 網	北見市⑨、網走市④、大空町①、美幌町①、津別町①、斜里町①、清里町①、小清水町①、訓子府町①、置戸町①	10	21
遠 紋	紋別市①、佐呂間町①、遠軽町④、湧別町①、滝上町①、興部町①、西興部村①、雄武町①	8	11
十 勝	帯広市⑧、音更町①、士幌町①、上士幌町①、鹿追町①、新得町①、清水町①、芽室町①、中札内村①、更別村①、大樹町①、広尾町①、幕別町①、池田町①、豊頃町①、本別町③、足寄町①、陸別町①、浦幌町①	19	28
釧 路	釧路市⑦、釧路町④、厚岸町①、浜中町①、標茶町①、弟子屈町①、鶴居村①、白糠町①	8	17
根 室	根室市①、別海町③、中標津町①、標津町①、羅臼町①	5	7
全道合計		179	290

第5節 計画の進捗管理

本計画を効果的かつ着実に推進するため、福祉・医療・保健の有識者等で構成する「北海道高齢者保健福祉施策検討協議会」において、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況、地域包括ケアの推進状況等の評価を行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、計画の見直し等について検討します。

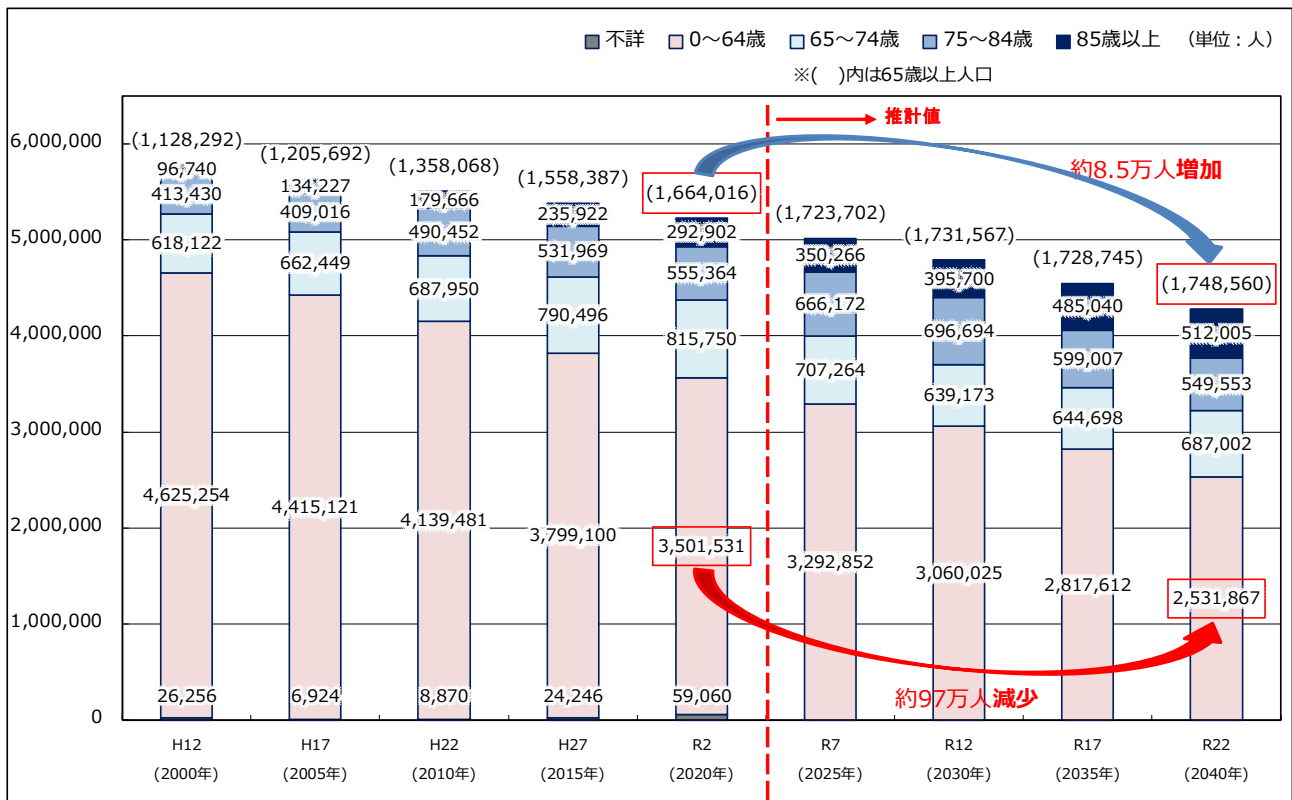
第2章 本道の高齢者を取りまく状況

第1節 人口構造

1 65歳以上人口の推移

- 国勢調査の結果を見ると、本道の65歳以上の高齢者人口は、平成12年（2000年）に100万人を超え、令和2年（2020年）には、1,664,016人となっています。
- このうち、「65～74歳人口」が815,750人、「75～84歳人口」が555,364人、「85歳以上人口」が292,902人となり、本道の調査結果としては初めて「75～84歳人口」と「85歳以上人口」を合わせた人数（848,266人）が「65～74歳人口」を上回る結果となりました。
- また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には、65歳以上の高齢者人口が170万人を超える見込みです。
- 令和2年（2020年）と比較すると、令和22年（2040年）には、0～64歳の人口が約97万人減少して約253万人となる一方、65歳以上の人口は約8.5万人増加し、約175万人に達することが見込まれます。

図表1-1_【全道の人口の推移と推計】



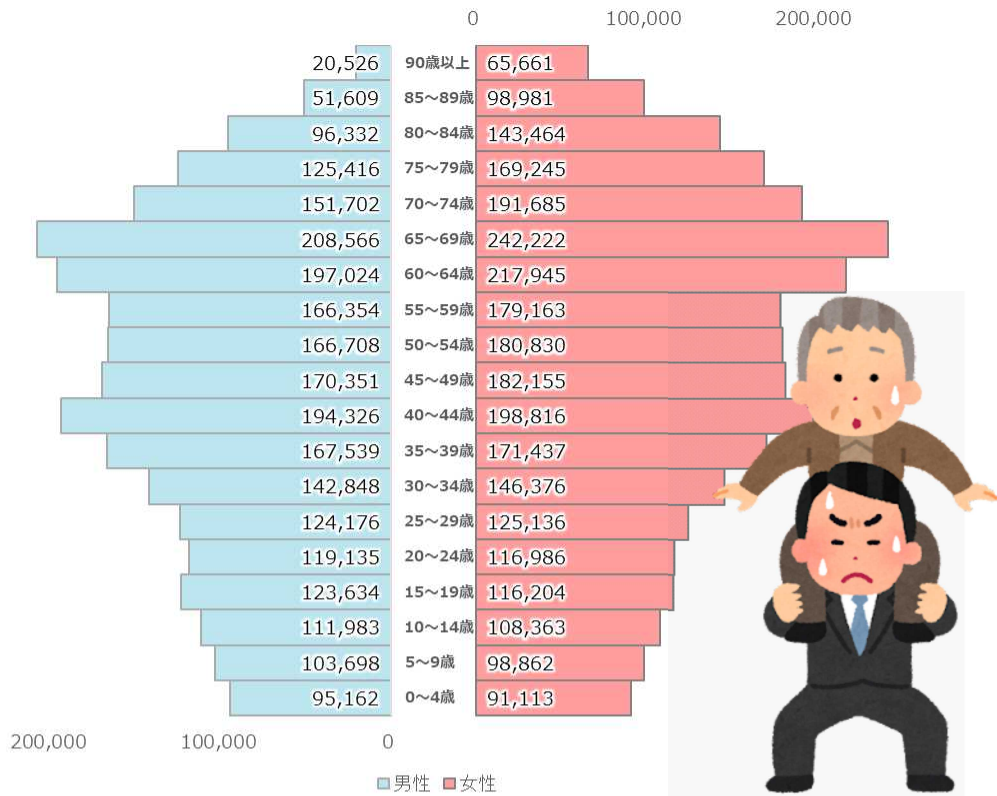
【資料】実数値：総務省統計局「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

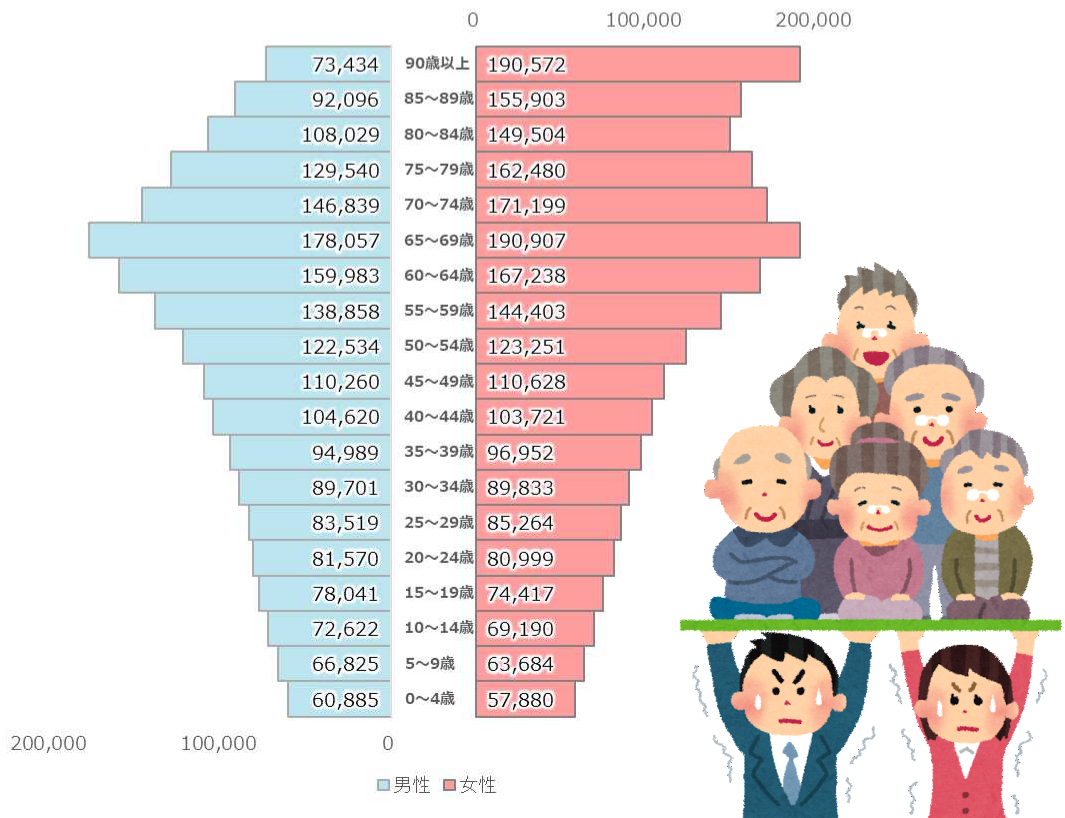
※令和2年の国勢調査を踏まえた将来推計人口について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で将来推計人口の基礎データとなる「出生動向基本調査」の実施が1年延期され、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の推計作業も1年遅れとなっている。（将来推計人口について以下同）

図表1-2_【本道の人口ピラミッド】

人口ピラミッド_北海道_平成27年（2015年）



人口ピラミッド_北海道_令和22年（2040年）（推計）



[資料] 実数値：総務省統計局「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

2 高齢者世帯の推移

- 世帯主が高齢者である世帯（高齢世帯）の総世帯に占める割合は、令和2年（2020年）は39.3%であり、令和7年（2025年）には4割を超えると推計されています。
- 世帯類型別では、単身高齢世帯が高齢世帯に占める割合が、令和2年（2020年）では37.3%であり、令和7年（2025年）には39.1%、令和22年（2040年）には43.1%になると推計されています。
- また、令和2年（2020年）は、「単身高齢世帯」が「夫婦のみ高齢世帯」を上回る、361,735世帯となっており、「単身高齢世帯」は今後も増加していくことが見込まれる一方、「夫婦のみ高齢世帯」は今後減少していくことが見込まれます。

図表1-3_【世帯の推移】

区 分	令和2年(2020年)		令和7年(2025年)		令和22年(2040年)	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
総世帯数 (A) (世帯)	2,469,063	55,704,949	2,384,223	54,116,084	2,086,436	50,757,068
高齢世帯数 (B) (世帯)	969,376	20,272,825	992,662	21,031,332	996,811	22,422,563
総世帯に占める割合 (B/A) (%)	39.3%	36.4%	41.6%	38.9%	47.8%	44.2%
夫婦のみ高齢世帯数 (C) (世帯)	355,465	6,724,155	353,808	6,763,271	328,439	6,869,612
総世帯に占める割合 (C/A) (%)	14.4%	12.1%	14.8%	12.5%	15.7%	13.5%
高齢世帯に占める割合 (C/B) (%)	36.7%	33.2%	35.6%	32.2%	32.9%	30.6%
単身高齢世帯数 (D) (世帯)	361,735	6,716,806	388,335	7,512,007	429,164	8,963,207
総世帯に占める割合 (D/A) (%)	14.7%	12.1%	16.3%	13.9%	20.6%	17.7%
高齢世帯に占める割合 (D/B) (%)	37.3%	33.1%	39.1%	35.7%	43.1%	40.0%

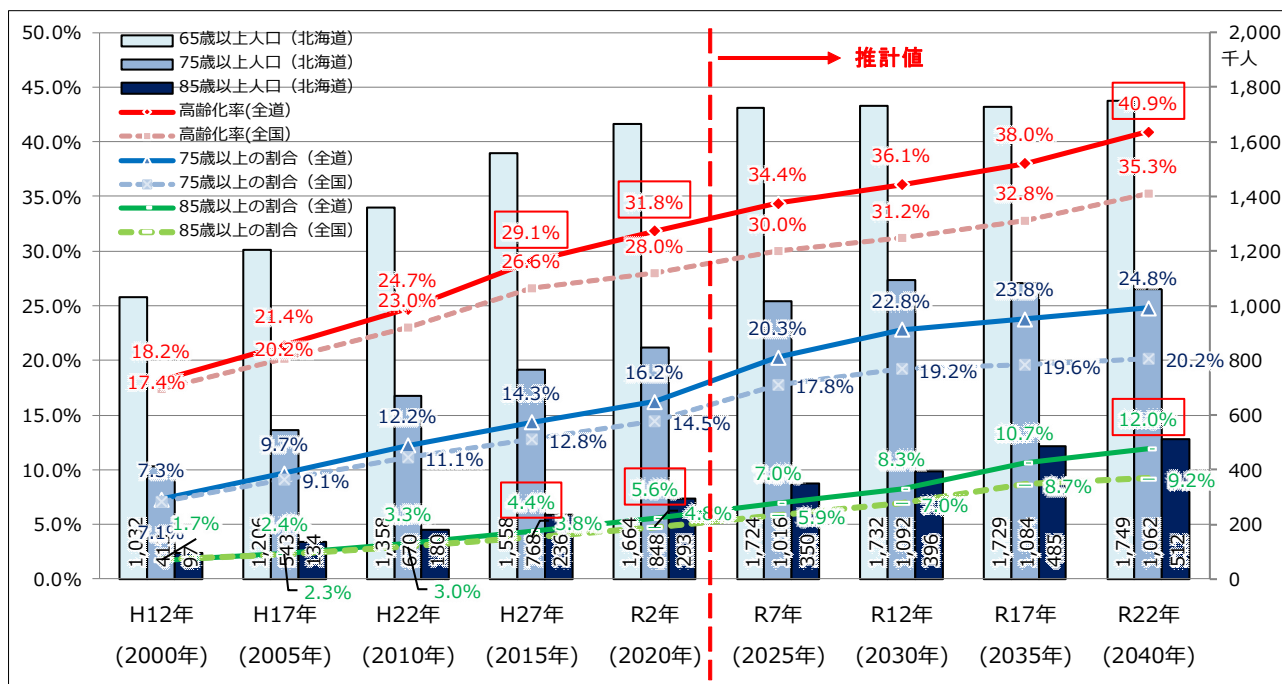
〔資料〕 令和2年は総務省統計局「国勢調査」

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（令和元年4月推計）

3 高齢化率の推移

- 本道の高齢化率は、平成27年（2015年）は29.1%（全国20位）でしたが、令和2年（2020年）には初めて30%を超え、31.8%（全国18位）となっており、令和22年（2040年）には40.9%に達する見込みです。
- 85歳以上人口の割合は、平成27年（2015年）は4.4%（全国26位）でしたが、令和2年（2020年）には5.6%（全国25位）となっており、令和22年（2040年）には12.0%となる推計です。

図表1-4_【全道の高齢化の推移と推計】



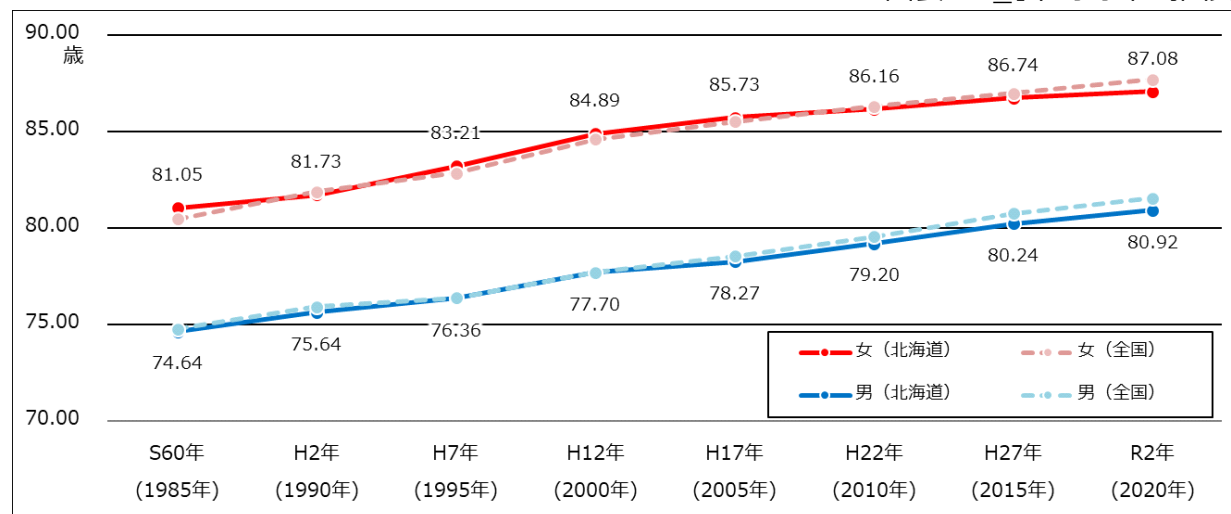
[資料] 実数値：総務省統計局「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

4 平均寿命の推移

- 令和2年（2020年）の本道の平均寿命は、男性が80.92歳、女性が87.08歳となっており、平成27年（2015年）と比較して男性が0.68歳、女性が0.34歳延びています。

図表1-5_【平均寿命の推移】



[資料] 北海道：北海道保健福祉部「簡易生命表」

全 国：厚生労働省「完全生命表」

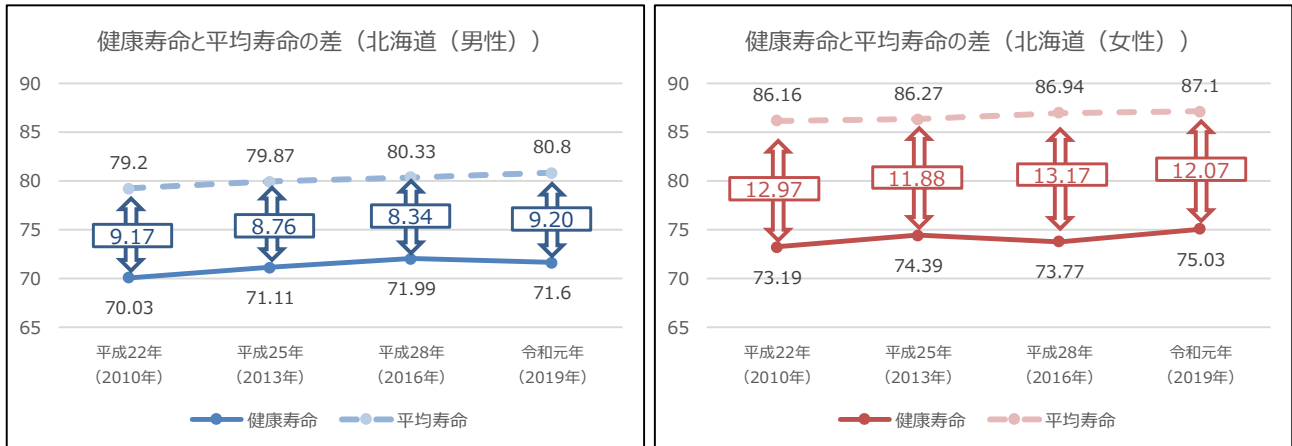
第2節 高齢者の生活状況

1 高齢者の健康状態等

(1) 健康寿命と平均寿命の差

- 令和元年（2019年）における、本道の健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（以下「健康寿命」という。）は、男性71.6歳、女性75.03歳となっており、健康寿命と平均寿命の差は男性が9.2年、女性が12.07年となっています。
- 男女ともに約10年程度、日常生活に何らかの制限を受けつつ生活することを余儀なくされ、この制限が大きくなると介護サービスなどの利用が必要となります。

図表1-6_【健康寿命と平均寿命の差】



※ 健康寿命：厚生労働省「健康寿命の令和元年値について」（第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会（R3.12.20）資料より）

平均寿命：北海道保健福祉部「簡易生命表」

(2) 高齢者の疾病構造

- 一般的に、高齢者は病気にかかりやすく、慢性的な疾患が多いため、療養期間も長くなるなどの傾向があります。
- 本道の高齢者の疾病構造を見ると、医療機関に受診している65歳以上の57.5%が循環器系の疾患を抱えているほか、35.3%は筋骨格系及び結合組織の疾患を抱えています。

図表1-7_【疾病構造】

年齢区分	第1位		第2位		第3位	
	疾病内容	割合 (%)	疾病内容	割合 (%)	疾病内容	割合 (%)
45～54歳	消化器系の疾患	18.6	精神及び行動の障害	11.4	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.3
55～64歳	消化器系の疾患	13.3	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.4	循環器系の疾患	10.7
65～74歳	循環器系の疾患	14.2	消化器系の疾患	14.0	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.5
75～84歳	循環器系の疾患	17.6	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.3	消化器系の疾患	11.0
85歳以上	循環器系の疾患	25.7	神経系の疾患	10.2	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.5

【資料】厚生労働省「令和2年患者調査」

※ 上記調査の分類で「健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用」については、予防接種を受ける場合や本来疾病や損傷ではない何らかの問題に関し相談するために受診している場合など、疾病に罹患していないものも含まれることから、集計から除外している。

(3) 認知症高齢者の現状と推計

- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれており、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」では、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）に全国で約800～950万人が認知症になると推計されています。
- この有病率を道内の高齢者人口にあてはめた場合、令和22年（2040年）には約36～43万人になると推計されます。

図表1-8_【認知症高齢者数の推計】

区 分		H24(2012)	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R22(2040)
全 国	各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計※1	462万人 (15.0%)	517万人 (15.2%)	602万人 (16.7%)	675万人 (18.5%)	744万人 (20.2%)	802万人 (20.7%)
	各年齢の認知症有病率が上昇する場合将来推計	462万人 (15.0%)	525万人 (15.5%)	631万人 (17.5%)	730万人 (20.0%)	830万人 (22.5%)	953万人 (24.6%)

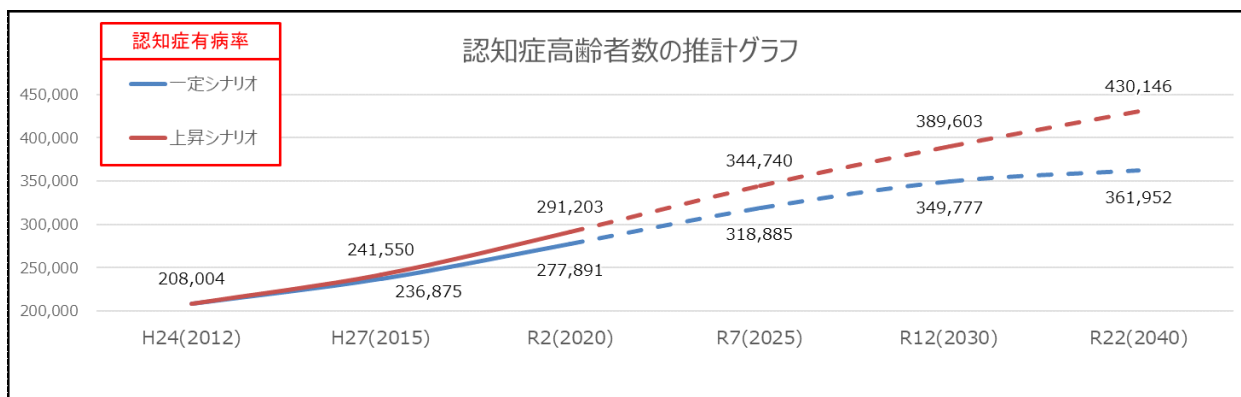
※1 各年齢の認知症有病率が一定であっても加齢によって認知症有病率は上昇する。本表上欄の「各年齢の認知症有病率が一定」と仮定しつつ、経年によって有病率が上昇しているのは、高齢者人口の平均年齢が上昇することによるもの。



区 分		H24(2012)	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R22(2040)
北海道の高齢者人口 (R7以降は推計)		1,386,695	1,558,387	1,664,016	1,723,702	1,731,567	1,748,560
①	各年齢の認知症有病率が一定の場合	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%	20.2%	20.7%
	認知症高齢者数	208,004人	236,875人	277,891人	318,885人	349,777人	361,952人
②	各年齢の認知症有病率が上昇する場合	15.0%	15.5%	17.5%	20.0%	22.5%	24.6%
	認知症高齢者数	208,004人	241,550人	291,203人	344,740人	389,603人	430,146人

[資料] 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）
令和7年（2025年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

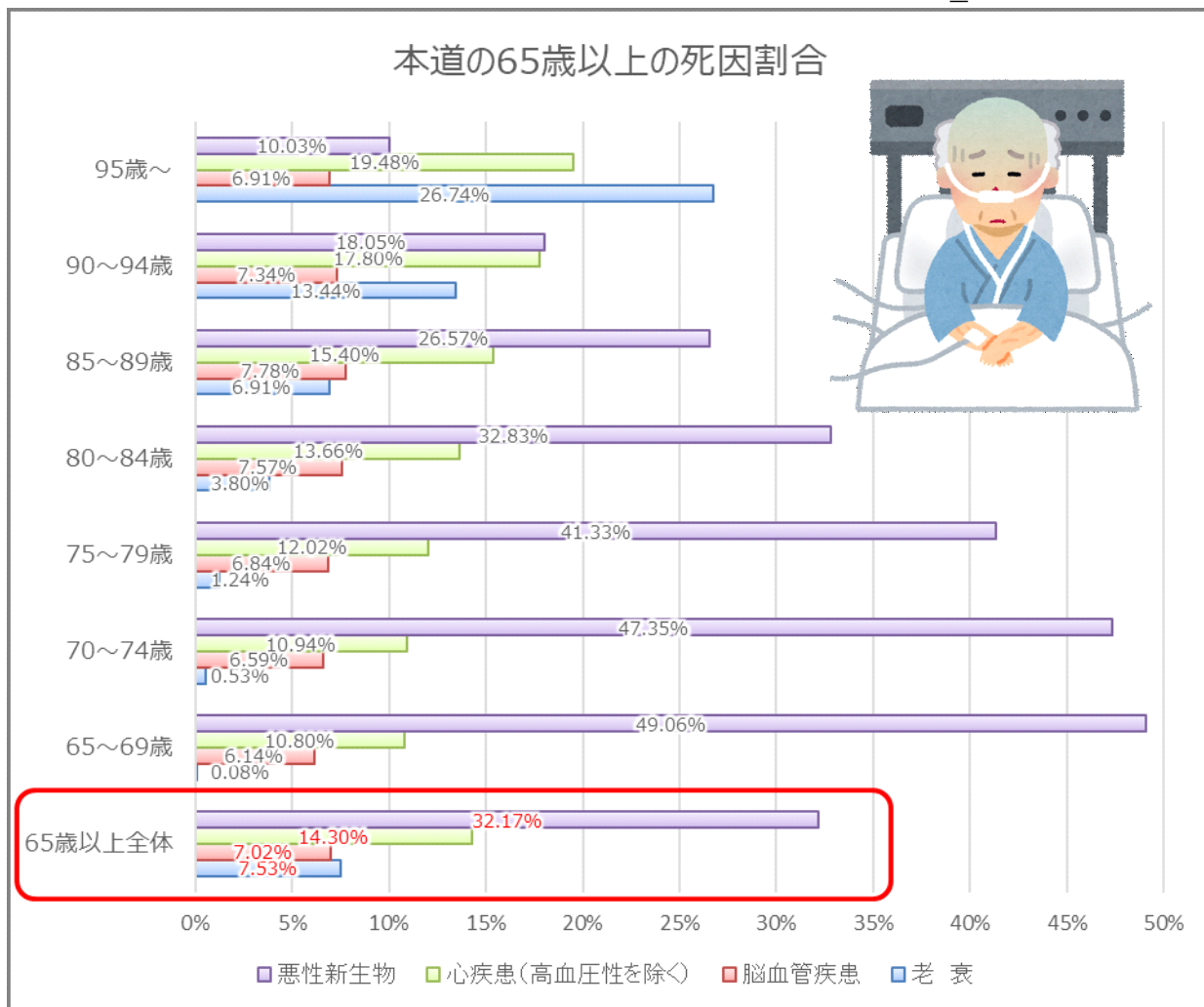
図表1-9_【認知症高齢者数の推計グラフ】



(4) 高齢者の死因割合

- 本道の65歳以上の死亡者数のうち、死因第1位が「がん」(約32.2%)、第2位が「心疾患」(約14.3%)、第3位が「老衰」(約7.5%)、第4位が「脳血管疾患」(約7.0%)となっており、年齢5歳階級ごとの割合が次のとおりとなっている。

図表1-10_【高齢者の死因割合】



[資料] 北海道保健福祉部「保健統計年報」(令和2年)

2 高齢者の住まいの状況

- 本道の住居環境についてみると、「手すりがある」、「段差がない」など、いわゆるバリアフリーの住宅の割合が増加しています。

図表1-11_【高齢者等のための設備がある住宅の割合】

区分	北海道		全国	
	平成25年 (%)	平成30年 (%)	平成25年 (%)	平成30年 (%)
高齢者等のための設備がある	48.5%	49.4%	50.9%	50.9%
手すりがある(全体)	39.8%	41.3%	40.8%	41.8%
トイレ	20.0%	21.1%	19.8%	20.7%
浴室	21.8%	22.7%	22.9%	23.3%
階段	25.8%	26.6%	25.8%	26.2%
またぎやすい高さの浴槽	17.1%	16.3%	20.7%	18.8%
廊下などが車いすで通行可能な幅	12.8%	13.0%	16.2%	15.5%
段差のない屋内	20.1%	20.2%	21.4%	20.9%

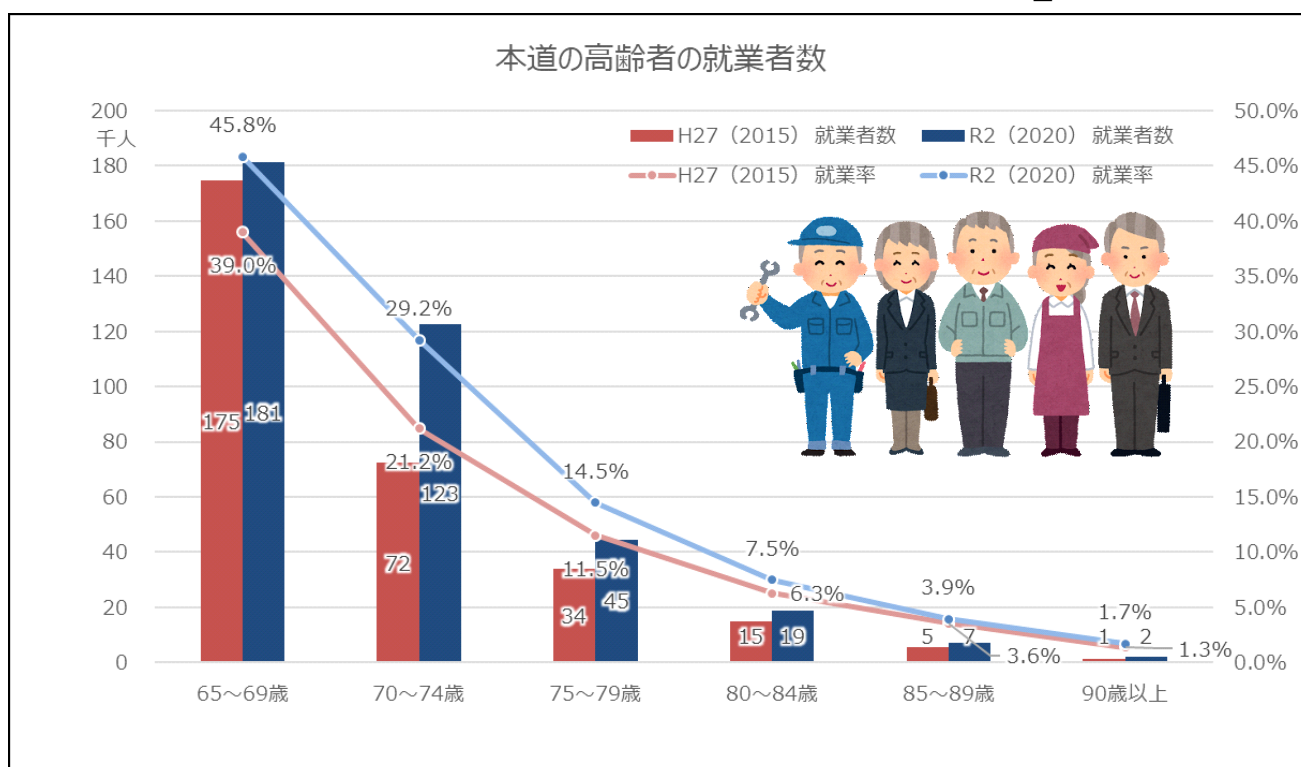
[資料] 総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年、平成30年) ※複数回答

3 高齢者の社会参加等の状況

(1) 就業の状況

- 令和2年(2020年)の国勢調査では、本道の高齢者の就業状況は、377千人となっており、平成27年(2015年)の調査結果と比較すると、75千人増加しています。

図表1-12_【高齢者の就業者数】

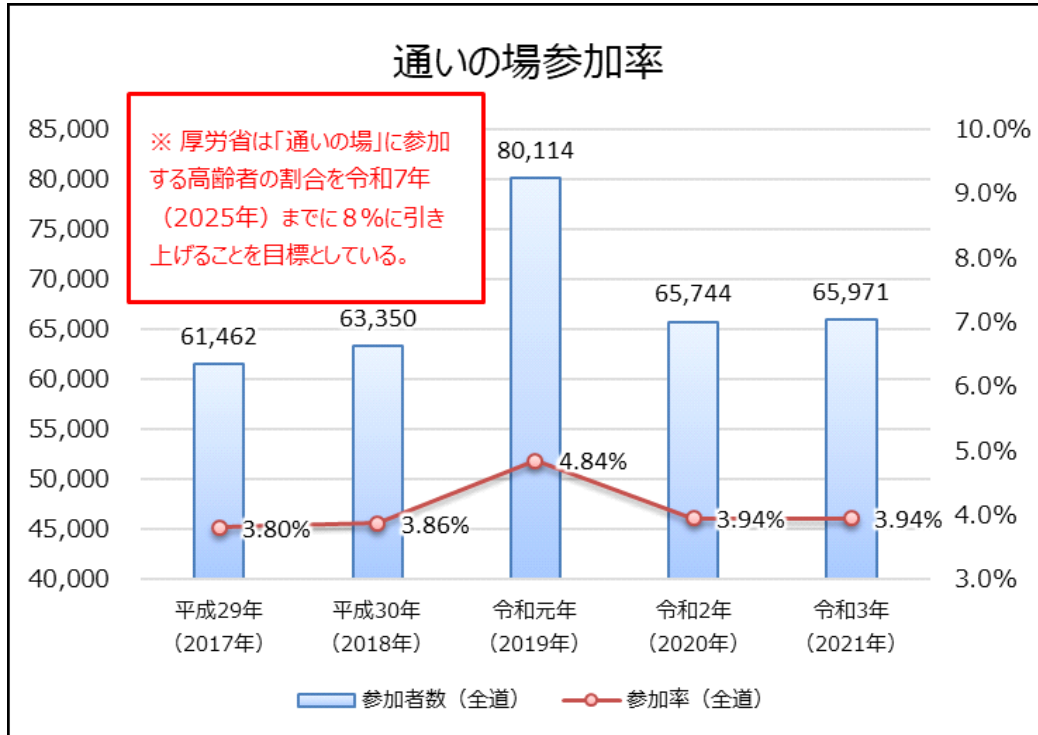


[資料] 総務省統計局「国勢調査」

(2) 社会参加の状況

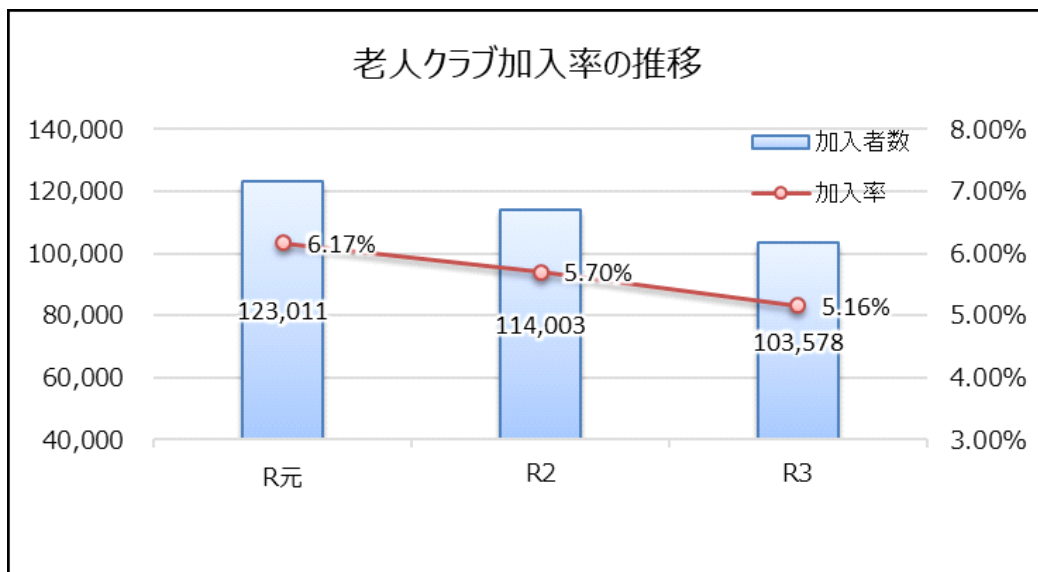
- 地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場である「通いの場」には、令和3年（2021年）で65,971人が月1回以上参加しています。
- また、高齢者の自主的な組織として生きがいと健康づくりや社会奉仕活動などの社会参加に積極的に取り組んでいる「老人クラブ」には、令和4年（2022年）3月31日現在、2,789クラブに103,578人の会員が加入していますが、減少傾向にあります。

図表1-14_【通いの場参加率】



[資料] 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果」
 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年度1月1日時点）
 ※参加率：参加者数／1月1日時点の本道の65歳以上人口

図表1-13_【老人クラブ加入者数の推移】



[資料] 加入者数：厚生労働省「福祉行政報告例」各年度末時点
 加入率：加入者数／1月1日時点の本道の60歳以上人口

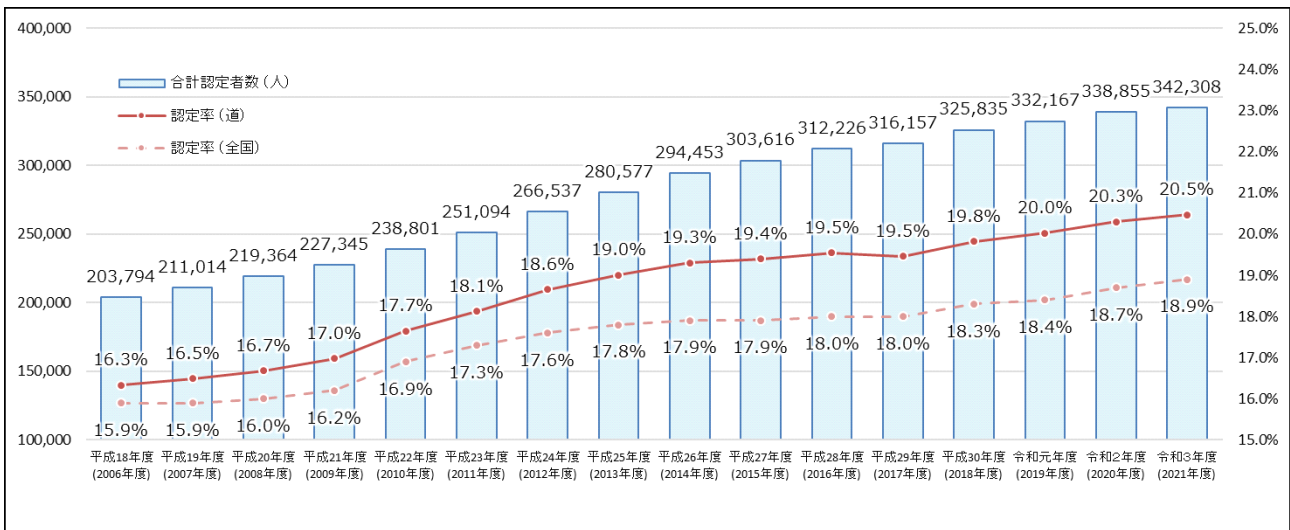
第3章 本道の高齢者福祉の現状

第1節 要介護（要支援）認定の現状

1 要介護（要支援）認定者数の推移

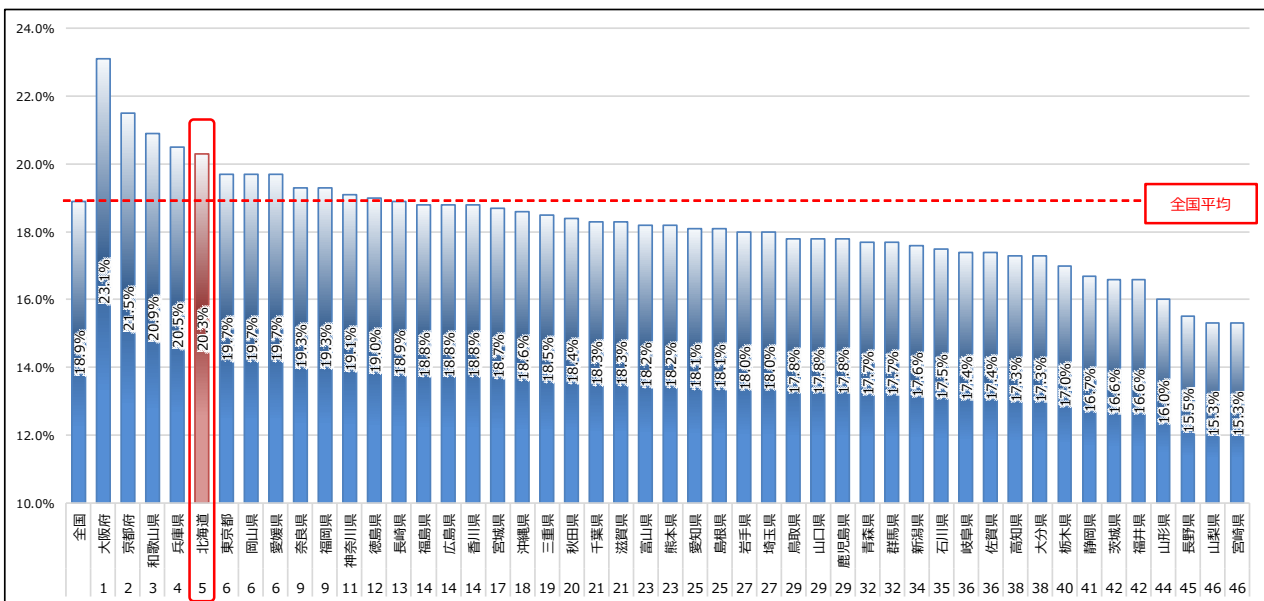
- 本道の第1号被保険者のうち、令和4年（2022年）3月31日時点における要介護（要支援）認定者数は342,308人となっています。また、要介護（要支援）認定率（第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合）は、20.5%となっており、年々増加しつつ全国を上回る率で推移しています。
- 令和4年（2022年）11月時点における、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した「調整済み認定率」を全国と比較すると、全国で5番目の高さとなっています。

図表2-1_【要介護（要支援）認定者の推移】



[資料] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

図表2-2_【全国の調整済み認定率】



[資料] 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」